

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回定例会	6 月 13 日	開 会
	6 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 6 月 15 日（木曜日）

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成29年6月15日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町長	最知 明広 君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	檀浦現利君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
總務課長補佐	大森隆市君
總務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤達朗君
教育總務課長	菅原義明君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高橋一清君
-------	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	及川明君
---------	------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第3号

平成29年6月15日(木曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 発議第 2号 町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について
 - 第 4 請願 2の1 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
 - 第 5 陳情 5の1 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書提出のお願い
 - 第 6 報告第 1号 平成28年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 7 報告第 2号 平成28年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第 8 報告第 3号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 9 報告第 4号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第10 報告第 5号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第11 報告第 6号 平成28年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告について
 - 第12 議案第63号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 第13 議案第64号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 3 まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。定例会3日目でございます。本日も円滑な議会運営にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番及川幸子君、4番小野寺久幸君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、及川幸子君。質問件名1、火災発生時の対応について。2、食育に対する考えについて。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川幸子です。

議長の許可を得ましたので、登壇よりご質問をさせていただきます。

先日の歌津皿貝火災発生に対しましては、消防団、広域消防、役場や関係機関の皆様には迅速な消火活動に徹していただきまして、地元議員として感謝申し上げます。また、防火クラブの皆様や地区の炊き出しにご協力いただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。おかげさまで自宅延焼や林野火災に至らず、不幸中の幸いと申しませうか、大惨事にならないで鎮火いたし、安堵いたしました。

さて、私の質問はこれからですが、あのかのときの消火活動を振り返ると、現場は消火栓が遠く水量も不足したため、伊里前川からの放水となりました。各分団のポンプ車からホースを何本も連携しての消火活動でしたので、改めて署員の皆様や消防団員の夜を徹しての消火活動に敬服しました。

そこで、現在志津川を除いて高台、防集団地の再建がほぼ完成になりました。消火栓が設置されてはいますが、この高台の消火栓は時間的にどの程度の消火が見込まれるのか。そして、あのときの火災を教訓に防火水槽と消火栓をセットで設置することを考えなければならないと思うが、いかがでしょうか。

県内の民放テレビ局でもこの火災を取り上げ、高台移転した地域住民は心配の声を上げておりました。糸魚川市の火災や栗原市のような大規模火災になってからでは遅いのです。安心・安全に暮らせることが住民の命を守ることだと思えます。ぜひこのことをご認識されまして、消防水利の設置を早急に望むものです。このことについてお考えをお伺いいたします。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。一般質問も及川議員で最後になりますので、こちら張り切って答弁させていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは1点目のご質問でございますが、火災発生時の対応についてということですのでお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問、当町の消防水利につきましては、町内全域に消火栓を231カ所、防火水槽185カ所を設置しておりますが、当町の消防水利の基準を満たす水利の充足率は54.9%と気仙沼・本吉広域消防管内全体の充足率64.3%より低い水準となっております。また、水道管の直径が小さいなど、基準を満たさない公設水利を含めましても充足率は70.5%と、宮城県全体の基準を満たす水利の充足率81.3%より低い水準にあります。現在、市街地などの被災地域については、復興事業等の進捗に合わせ、消防水利の基準に基づき消火栓等の整備を進めておりますが、それ以外の地域については消火栓の基準を満たす水道管が布設されていない地域も多いことから、南三陸消防署と連携して、緊急性の高いところから順次防火水槽等の整備を図っているところであります。

また、これらの施設整備には時間も費用も要すること、林野火災等では必ずしも消防水利が確保できるわけではないことも考慮し、糸魚川市の大規模火災や栗原市の大規模林野火災にてコンクリートミキサー車による給水支援が効果的だったことを踏まえ、当町においても気仙沼地区生コンクリート協同組合と火災発生時における消火用水運搬に関する協定の締結に向けた協議を進めているところであります。

今後につきましても、消防署を初め関係機関との連携を密にし、継続して消防防災の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目のご質問、焼けた後の廃材処理についてであります。火災、風水害、土砂災害等によって被災した廃材等は、一般住宅の場合は原則一般廃棄物として取り扱うこととなります。しかしながら、廃棄物を町民みずから処理することは難しく、専門の業者に委託しているのが現状であります。この処理については被災した個人の方が直接専門の業者に依頼することになるため、町といたしましては、被災された方に対し事業者や処分場の情報提供を行い、適正な運搬処分の支援を実施いたしております。

最後に3点目のご質問、当事者に対する支援方法についてであります。当時者に対する支援といたしましては、被災状況にもよりますが、被災された家屋などに係る固定資産税等の減免のほか、みずからクリーンセンターなどに持ち込む場合の可燃ごみ、不燃ごみ等の処理手数料の減免を行っております。また、事業者へ委託する廃材などの処分に係る支援として廃材等処理助成金を交付し、処理費用に充てていただくことで被災者の再建の一助とさせていただいているところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明では、県から見ても充足率は足りていないということのようですね。震災後なので、多分本管、それらもまだ完成に至っていないという要因があるのも事実わかります。しかし、やはりここで考えなければならないのは、今住居が高台に移りました。そうした場合、誰も火災は起こしたくて起こすわけではないんですが、そのような緊急事態で火災が起きる場合もございます。そうした場合、水圧ですか、私は専門的なことはわかりませんが、高台に設置してある消火栓の水圧が30分、1時間、火災ですから5分、10分で消える場合もあるでしょうし、全焼となるとやはり1時間も放水しなければならないという事態も想定されます。そうした場合、その消火栓の水がそのぐらい足りるのか。先ほどの説明だと充足率はまだ足りていないといわれてわかりませんが、今高台にこうして住居を構えた場合、どのぐらいの放水能力といいますか、消火能力というものも数値的な計算ができるのか、実際またやってみないとわからないという状況なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） まず、ご質問の最初にございました防集団地の防火水槽と消火栓をセットでつけてくださいというところですが、高台の防集団地についてはセットで整備をさせていただいております。消火栓につきましては、今から設置しているものについては40分以上放水が可能であるという基準のとおり、あと防火水槽についても建物から半径140メートル以内ということで整備をさせてもらっております。

水利が足りないところですが、やはり震災で町内に309カ所消火栓がございましたが、これが114カ所流出、破損をしております。現在整備をしまして231カ所まで戻っております。これにつきましては水道事業所と協力をして、水道管の布設、太い水道管を入れるときにあわせて整備をさせていただいております。

そのほか防火水槽については、震災前については194カ所ございましたが、気仙沼・本吉の消防の資料では、防火水槽については埋まったり、ほぼ埋まってしまったところについては幾ら残っているかというのは資料がございません。それで、その194カ所から何がしがなくなって現在185カ所という整備の状況になっております。防火水槽につきましては、1個当たり600万円から700万円の整備費がかかります。これにつきましては年間消防施設費で3カ所ずつ消防署と話をしまして、優先順位をつけて整備をいたしております。

そのほか、市街地につきましては市街地の整備費で、今志津川の市街地を整備しているところに今年度4カ所耐震性の防火水槽を設置する予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まず消火活動に当たった場合、消火栓から放水した場合40分の時間が保てるということですね。そうした場合、この間の火災の場合消火栓からかなり、今お伺いしますと防火水槽140メートルの範囲のうちが許容範囲だということをご説明のようですが、この間は大分離れていましたね。津波では流されなかったけれども高台で残ったところの火災でした。そうした場合、高台はそういったセットで設置されていますと。残っている自宅というところは、既存のところはうちもばらばらになったりして、一括でそういう消火設備をできない状況のところが多々あると思うんです。そういうところはどのような状況かということ調べて、捉えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その議論をする前に、そもそも論をちょっとお話しさせていただきます。

消防水利には当然基準がございます。消防の消火栓の基準が65の口径があって、150ミリ以上の水道管がないとそこに消火栓をつけられないということになってございます。したがって、充足率のお話がありましたが、一番低いのが実は入谷地区でございます。入谷地区の充足率は38%と非常に低いです。これはどういうことかといいますと、先ほど危機管理課長もお話ししましたように、建物から140メートル以内になければならないということになっているんですが、入谷地区の場合は基本的にはあちこちに住宅が点在してございます。した

がいて、その場所に150ミリの水道管が入ってございません。ご承知のように水道管は先細りになっております。したがって、入谷地区においてはそういった先細りになっているものですから、どうしても消火栓の設置が難しいということがございます。これは制度上なっております。基準になっておりますので。それからもう一つ、皿貝もそうなんです。皿貝もあそこは水道管が先細りになってございます。したがってあそこに消火栓を設置するということができないということになっておりますので、基本的には防火水槽を利用しながらそういった防火水利について進めていく、消防水利を進めるということになりますし、先ほどもちょっとお話ししましたように、糸魚川市もそうですし栗原市もそうなんです、非常に活躍したのがコンクリートのミキサー車です。これが約1台で5トンと。これが今度契約といいますか協定を結ぼうと思っているのですが、気仙沼コンクリートの協同組合のほうに75台のミキサー車がございます。今あいているのが10台あるそうでございます、いざというときにはすぐそれに水を入れて現場に急行していただくと。そうしますと、10トンだと50トンの給水ができるということになりますので、ある意味フットワーク軽く動くということに関していうのと、それから合わせて充足率の低い場所にはそれで対応するということが非常に有効だということが、先ほどいいましたように栗原市の火災等も含めて大変有効だったということでございますので、南三陸町としてもそういった組合との協定を結びたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま有効的なお話の説明を受けましたが、それは今南三陸町内にも何か所かコンクリート会社がありますけれども、その近場の町内の会社の人たちとも提携するのでしょうか。（「組合」の声あり）わかりました。

それから、少し時間がたって伊里前川からの連携になったわけですが、きのうの一般質問でもちょっと出てきましたが、以前、旧歌津町ですと消防団員の人たちがトランシーバーなど無線で連絡して、緊急の場合ですから、そういう対応をさせていたのは記憶にありますけれども、消防署、消防団、それらの連携がやはり一番必要なものと思われませんが、危機管理課を通して連絡が入るわけですが、その辺の横の連絡は、先日の火災も私も現場に行っていましたけれども、主に携帯電話がつながらなかったり途切れたりという状況もありましたが、そういうトランシーバーなどを今後団員との連絡に、火災ばかりではなく災害時にはそういうものも設置するお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 消防団の無線につきましては、出動については同報系無線で出動しますが、その後車には移動系の無線がついております。現在、消防団班員の無線についてはこの移動系の無線で対応してもらっております。先日のような火災のときにはやはりトランシーバーが必要かと思いますが、それを同報系の無線と連携をさせるようなトランシーバーになりますと、そのシステム自体で約2億円から4億円ぐらいのお金がかかりますので、ちょっとそこら辺については検討させていただいて、範囲の免許のいらないようなトランシーバーとかというものの配布については、今後検討いたしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） お金をかければいろんなシステム、いいものが使えるんですが、お金のない中で工面しての最良の方向が一番いいと思いますし、そして基地局となると免許云々というものが絡んできます。消防団員の方、いる人、いない人もいますので、誰でもが使える、操作できる、そういう簡易なもので連絡が密にできると効率的にいいのかなと思いますので、前向きにご検討お願いいたします。

それから、今回の火災は産業廃棄物ということで、大分当事者の方も困っておりました。そうした中で副町長みずからいろいろ指導といいますか、情報を提供していただきましたが、1カ所だけ言われたということで、今後そういうところ、個人もそうなんですが、やはりどこにどのような会社があるかということももちろん情報としては知り得ていないし、火災後というのはどなたもそういう立場になれば大変困っております。そうした中で、その会社は産廃を引き受けると600万円かかると言われたそうです。今火災で大変なときに600万円もかかるということで、あと自分で探して登米市のほうにあるということで、200万円ぐらいだったらやってあげましょうというところをお願いしましたということをお聞いたんですが、たびたび旧町のことを話して申しわけないんですが、旧歌津町のときはそういう災害、火災があった場合は隣組、地域で区長を通じて500円なり1,000円なりの寄附というか、賛同をもらえる方、強制ではないですが、毎戸そういうものを協力いただいていたという流れがありました。合併してからはそういうことが一切ないんですが、今後そういう見舞金というものを、今は日赤でやっているからということで、日赤の見舞金は2万円です。それだけでいいのか、今後そういうことを検討していくのも一つの方法かなと思われませんが、今回の火災の場合も保険はどうだったんですかと聞いたら、四方を囲まれていないと保険が掛けられなかったと、三方では保険が掛けられなかったということをお伺いしました。そうした中で、どなたがその身になっても大変困ると思うんです。そういうところで、そういう隣組といいますか、地

区、前にですけれども旧町の場合は全町からそういう心ある、強制ではないですのでやらない人も中にはあったと思うんですけれども、そういうことを今後検討していく考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 損害保険ですと、例えば2,000万円の損害保険ですと大体10%ぐらいがそういったいろんな費用がかかるだろうということを出るといってお話は聞いておりますが、その中で廃材処理等の費用に充てていただくということになるかと思いますが、町として助成金の交付の状況がございます。そういった金額を上回って、3分の1以内の上限50万円ということでの助成金をお出しするという制度がございますが、ほとんどの自治体ではこういう助成金は多分ないとお聞きをしております。南三陸町はある意味数少ないこういった助成金を出す自治体の一つだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3分の1の助成金の50万円というのは、3分の1というのは何の3分の1なんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 損害保険が出ます。そこから費用がかかります。それを差し引いた金額の3分の1の上限50万円ということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 損害保険というのはこちらで掛けている保険なんですか。個人が掛けている保険なんですか。個人。もし仮に個人が掛けていないという場合はどういうふうに、ゼロなんですか。50万円を掛けていないとなれば50万円ということですね。それは条例規定にございますか。ございます。わかりました。損害保険料の、ゼロであれば50万円、保険料の3分の1は出るという解釈ですね。はい。そのことはわかりました。

では、今回は仕事といいますか、作業場が焼けたわけですが、それに伴って何千万円からの機械も焼失したわけですが、これが民間、住宅であれば、生活はそれぞれ個人によって違いますが、これも保険を掛けている家、掛けていない人がいるわけですが、昔のことを言っても、旧町の話と言ってもそれは昔のことでしょうと言われればそれまでなんですが、この小さい町だからそういうことができるのかなという思いがあります。南三陸町も小さい町ですね。そうすると相互扶助ではないですが、そういった困ったときに皆で手を差し伸べるんだという考えからいきますと、やはり強制ではないけれども区長を通じて500円、いや1,000円

何がしのそういう寄附を皆さんから募っていただくのもいいのかなと。小さい町だからできるのかなという思いがいたしますが、今後そういうお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そもそも論と申しますか、基本的に今自宅を高台移転で皆さんお掛けになっておりますが、借入れをする際には必ず火災保険を強制的に掛けさせますので、自分のうちがいざというときのためにどうするかというのは、ある意味ひとつ自己責任の分野だろうと私は思っております。それが火災になりました、いや火災ということではなくて、さまざまな災害があります。今たまたま火災というお話をしておりますが、土砂崩れもあればさまざまな災害があつて、そのたびに町民皆様方にお一人お一人ご寄附を賜るといふことは、心情的に果たして町民の皆さんに理解してもらえるのかどうかということについては、ちょっと私が今ここで答弁をするということについてはなかなか難しいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 火災だけではなくて、もちろんそうです。この震災も1000年に1回といわれるぐらいの大きな震災でした。私たちは全国からいろんな支援をいただけてきました。そういうことを考えても、やはり火災とか災害というのはしょっちゅうあるものではないと思うんです。そういうことを考えると、やはり小さい町だからこそそういうことでできずなを深めていく、町民の安心・安全、こういういいところがあるから住めるんだなという思いも出てくると思うんです。私たちはこの震災でいろんなことを経験しました。そして、そのありがたみを皆さん篤とご存じだと思います。そういう町だからこそ、そういうことを先駆けてやるのも一つの方法かなという思いがいたしました。それはそれで、今後何かの機会ですれを皆さんで共有して考えていただきたいと思います。

それからもう一度確認しますが、そのトランシーバー、最小で最大の効果を上げてほしいと私は思うから最大の効果と申しますが、簡易なものでもいいですから、ぜひトランシーバーの件は検討していただきたいと思いますので、再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 今ちょっと資料を確認してございましたら、トランシーバーについては現在各班、各消防車に5台搭載しております。ただ、班員の数に比して5台ですので、全員には行き渡っていないところがございまして、この配布については今後検討させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 毎回、毎回というのもおかしいんですが、大きな火災や災害があるたびに感じられることがあるんですが、やはりこの議場に来ている方々は皆さん管理職ですよ。そういった連携プレー、第一報が危機管理課に電話が入るわけですが、そうすると危機管理課が担当だからといって危機管理課の人たちが出てきますが、それと合わせてやはり火事であれば水道の水利の問題もいろいろあるかと思うんですが、今後はぜひ担当課ではなくても管理職の方々が出て横の連携をすると、大きな力になっていくと思います。そこで担当課だけではなくて、皆さん共有していくことが大事だと思いますので、どうかこれからも管理職の皆さんがそういう災害のときは出勤して、皆さんで考えていただくと非常にありがたいと思いますので、ぜひそのことも考えていただきたいと思います。

それからもう一点が、この間消防の訓練がございました。そのときの訓練は消火、放水はこのベイサイドアリーナでやったわけですが、そのとき、訓練ですから5分、10分の時間だったんですが、そのときの水利に問題はなかったか。そしてこの団地に今住んでいる方たちの次の日の水の出に問題がなかったのかどうか。それと、この間の火事の次の日の朝、近くの団地で濁り水が出たという状況も聞いていますが、そういったことはなかったのかどうか。そして今後訓練をする場合、例えば各団地、1年に1回の訓練でもいいんですが、そういう団地での訓練というものを今後検討できるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 先日の訓練につきましては、消防ポンプ車で3線、あとは可搬ポンプで1線の放水の訓練を行っておりますが、水利・水圧としては特に問題はございませんでした。あと濁り水とか水質とか、そこら辺の話は危機管理課のほうでは苦情等についてはちょっと確認をいたしておりません。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 演習後の水利、水の濁り等でございますが、上下水道事業所のほうにも連絡等はございませんでしたので、特に影響はなかったのかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 団地での訓練はということですが、春季と秋季の消防演習につきましてはそれ相応の広さが必要でございますので、ある意味ベイサイドアリーナというまとまった土地のある場所でやるしかないんですが、あとは年に1回避難訓練等を開催します。11月の第2週に毎年行っておりますが、それはいろんな場所を設定して訓練をしてございますので、毎年同じ場所ということではなくて転々とやりますので、そこは何年かに1回回っていくと

思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） こういうことはそうそうあるものではないので、やはり高台に上がったからって、津波が来ないから安心なんです、そのほかにも火災とか崖崩れとかいろいろありますので、やはり訓練というのは必要ではなかろうかなと思いますので、ぜひその辺を今後ともやっていただくことを期待いたします。

それから、この前の火災でも川から放水を連結してやったわけですが、今、ちょうど時期も梅雨時ではなかったので川の水も少なかったんですが、特に先ほどご説明の中で入谷地区が三十何%ということでは足りていない状況なので、河川の草刈りなども必要ではなかろうかなと、きのうもどなたかの一般質問にありましたが、そういうことからしても、河川の草刈りというものをきちんとして、地区の人たちは把握していることが大事だと思うんです。あそここの消火栓がないときは近くの川、池というものの草刈りをして常にその状況が把握できているという、担当課はもちろんですが地区の人たち、消防の人たちも、ここだったら利用できるということが即座に判断できるような環境づくりをしていくことも大事だと思います。そういうことも今後整備していただきたいと、河川の整備ですね。以前は、震災前はやはり河川の草刈りなどを皆さんで出てやっていたんですが、震災後まだそれが復活しておりませんので、道路の整備とか草刈りとかというものをもうそろそろ地区を上げてやっていくのも一つの方法かなと思いますので、そういうことを皆さんで共有していけたらと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

1点目の質問をこれで終わりにいたします。

続きまして、2点目の食育に対する考えについてお伺いいたします。

学校給食が生徒にとってはカロリー計算されたエネルギー源であります。自宅では到底カロリーまで計算できないので、給食はとてありがたい制度です。しかし、我が町では学校給食の無料化を検討すると新聞報道されました。そのことをきのうも町長がちょっと触れていましたが、これはいかなる根拠を持って無料化を考えたのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 通告と変わっている。

○3番（及川幸子君） その前に、はい。その前にありました。済みません。

食育に対する考えについて。1つ目は、幼児教育や各家庭などの食育環境はということで、町長にご質問いたします。2点目は、学校給食に対する食育環境はということで、教育長にご質問申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問であります。食育の推進に当たりましては、子供から成人、高齢者に至るまで生涯を通じた取り組みが重要であります。特にこれからの南三陸町を担う子供たちに対する食育の推進が重要であります。子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるため、乳幼児健診等での個々に合った栄養、食事指導や、学童やその保護者を対象としたクッキング教室を実施いたしております。保育施設では、野菜を栽培し収穫したものを味わうという取り組みを実施しております。クッキングや行事食の提供、子供たちが食に関心を持つような環境づくりや楽しく食を学ぶ機会を設け、さらには給食だよりを発行し、家庭への啓発も行っております。このように、子供への食育の基礎を形成する場である家庭や学校、保育施設等との連携により、食育を確実に推進しているところであります。

さらに、食育に対する関心や知識の伝達のため、全町民を対象とした食育講演会を開催するなど、その活動を有効に行っていくため、町、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、食育に係るさまざまな関係者が主体的かつ多様に連携・協働するための食育推進ネットワークの構築を実施いたしております。

南三陸町の豊かな海の幸、山の幸を生かした食生活、食文化により、子供から高齢者までが健康づくり計画の理念であります「心も体も健やかでおどって笑顔あふれる町」南三陸を目指し、さらに食育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それでは、私から2点目のご質問、学校給食に対する食育環境はについてお答えいたします。

初めに、学校給食は成長期にある子供たちの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持・増進、体力の向上を図ることはもちろんですが、食についての知識の習得など、学校における食育の推進を図る上で極めて大きな教育的役割を担っているものと認識しております。

さて、ご質問に関してですが、現在当町では栄養教諭1名が町内小・中学校7校の児童生徒の学校給食の献立、栄養管理を行っております。さらに、学校給食法の目的に掲げられる「学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導」としまして、栄養教諭が学校を訪問して給食の時間や学級活動等において食についての講話や食事のマナーなどの指導により、子供た

ちが食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、取り組みを実践しております。

今後におきましても、食育における学校給食の役割の重要性、大切な教育の一環という食育の観点から、給食の時間や保健体育、家庭科などの関連する教科等において、食に関する指導内容の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まず、保育所や家庭それぞれに町の栄養士が地区に入って指導しているのも確かに効果があります。やっていただいております。そうした中、先日、日にちは忘れましたが、町長がきのうのどなたかの答弁には、「いや、そういうことはずっと続くことだからできない」ということで、給食費の無料化ですね、新聞報道されて、きのうは別の答弁でしたが、その新聞報道をされたとき、この無料化を考えたというのはどういう考えからそういう報道に至ったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと順番にお話をさせていただきます。

まずこの給食費の無償化についてお話しをさせていただいたのは、3月定例議会の施政方針の中に盛り込ませていただきました。これはことし検討していく課題だというお話をさせていただきました。その時点で及川議員は明確に無償化は反対だというお話をしたのは私も記憶にございます。それぞれのお考えがあると思いますが、ある意味私が無償化ということについてお話しをさせていただいたのは、新聞の特集がございまして、その中に子育て支援の一環の中である町が給食費を無償化したということで、その地域のご父兄の方々のご意見が載っております。子育てには大変お金がかかると、その中であって給食費が無償化になるということは、それでなくてもお金がかかる子育ての中で非常に助かるというお話がずっと載っております。ある意味、私どもの町も子育て支援ということに力を入れようと思っていたやさきでございますので、これはある意味町としても一つの検討課題だということでお話をさせていただきました。

きのうもお話をさせていただきましたが、継続的にやらないとこの問題については非常に大変であります。したがって、継続的に財源が確保できるかどうか、あるいはどういう分野、どこまでやるのかということを含めて今検討しているということで、お話をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3月のときの検討というお話でしたから、今は気持ちも大分変わっていると思いますが、私の捉え方ではそういうふうに捉えますけれども、食育は非常に大事なことです。先ほどの答弁でもありましたとおり、子供が成長過程からどういうものを食べてきたかによってそれがその人の健康のバロメーターになります。そこで、今後ともそこに力を注いでいかなければならないとは思いますが、その中で一つ、地産地消ということがあります。海の幸、山の幸、いろいろここではおいしい食材がいっぱいあります。そうしたものを取り入れるためにどのような施策を、今大分震災後田んぼも基盤整備されておりますけれども、廻館のハウスもそばで野菜づくりというような方たちも頑張っておりますけれども、それをいかに給食に結びつかせていくかということも大事なことだと思います。子供たちはおうちで好き嫌いを言っていますけれども、保育園に行くとき皆で食べるので残さないで嫌いなものまで食べるという子供に育っていくわけです。それぐらい学校給食もそうですし、保育園での給食も大事です。そういうことを考えると、町としてもここにこれから力を注いでいかなければならないことかなと思っております。

そんな中、これは教育長にお伺いしますけれども、学校給食で今この町でとれたものというものをどの程度提供しているのか、わかっている範囲でお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 反論権の前の確認権というものが。私の答弁が変わったと今お話ししていますが、私のこれまでの答弁と今お話ししている答弁とどこが変わったか、私は変わっていないと思っているんですが、その辺を明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私が言っているのは、きのうの一般質問の答弁では、無償化をするのはずっと続かなければならないので今そこで検討を要する材料の一つだということで私は捉えたんです。だから、無償化にするという方向に進んではいないのかなという思いがありますけれども、そういう認識でいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もう少しお話をちょっとかみ砕いてお聞きをいただきたいんですが、無償化についての検討をやめるといったわけではございません。要するに、将来的な財政負担をかけるということに当然なまいますので、ここは慎重に検討しなければいけないとお話ししてございます。ですから考え方とすれば、全員がそうなのか、あるいは小学校なのか、あるいは中学校なのか、あるいは第二子以降なのか、そういうことを考えながら将来的

にも継続して無償化できるような体制をどう構築するかということを検討しているということでございますので、やめるとかという話は一切ございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 地産地消のことについてのご質問がございました。

現在うちの町では、海産物でいえばサケとかワカメ、農産物でいえばコマツナとか葱については町内産を使用しております。また、米飯については全て南三陸米を提供しております。ほかにもジャガイモだとかニンジン、タマネギなども使用しているところであります。

ただ、考えなければならないのは、規格だとか数量だとか価格などがやっぱり折り合いがつくものでなければ、なかなか全ての食材について地産地消というわけにはいかないというところが課題の一つとしてあります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの町長の答弁では、今後とも検討していくという方向に受けとめさせていただきます。前向きに無料化については検討していくという方向だと認識しました。

今、給食にはサケ、コマツナ、このジャガイモ、ニンジンも当町のものを使っているのか。サケとかコマツナはここでとれるものですがけれども、ジャガイモ、ニンジンなども南三陸町の地場産品を使用しているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 全量というわけではございません。使える時期に価格が折り合ったというときには、そういったものも使っているということです。学校給食に関しましては1日1,000食程度つくりますので相当の量が必要になりますし、また価格も折り合ったものでないとなかなか継続的に使うということにはならないものですから、そのようなところでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 量的なものが必要だなということがわかる、1,000食といいますとね。それが大変だと思われませんが、ここで当町では大分農地も遊休農地がございます。そうした中で、この1,000食をできるだけこの町でつくって提供するという考えが、担当課は別になりますが、そういう考えというものはあるのかどうかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） それぞれ農業生産者は、被災した土地はようやく立ち上がってきたという段階でして、これからの営農拡大という部分も含めてまだ手探りでやっている農家が結構ございます。そういった中で、全量そういった契約栽培的な部分でやろうというネットワークづくりがまずもって必要なのかなと思いますし、そういった中で地産地消が図られればよろしいのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 突然言われて困惑している面もあろうかと思いますが、ぜひこれからはこういうところに力を入れて、子供たちの将来がかかっておりますので、遊休農地もあります。そういうところを活用して、前向きに、例えばタマネギであるとかほかの野菜も生産者と膝を交えながらそういうものをつくっていくことも大事だと思いますので、今後とも力を入れてこの辺を考えていただきたいと思います。

それにつけてですが、ミヤギシロメという豆がありますが、豆は大して専門的な分野でなくてもつくれます。ただ、豆をつくっても豆をそのまま商品化して給食にやるのではなくて、やはりそこに付加価値をつけるとすれば納豆とか豆腐とかというものにかえて、学校給食に利用されるのも一つの方法かなと思われまますので、そういう点からして原材料をつくるというか、その豆をつくる、そういう方向も一つの手かなと思われまます。今後検討していく中でそういうことをやっていただけるのかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地元の食材を給食に使うということは非常に考え方としては私もそうだと思います。1,000食のタマネギ、ジャガイモをつくって、それがもっともっと大きく広がっていくという、前に向かっていく形の中では、大変私もその考え方については非常に同感はするんです。ただ、そもそも遊休農地がなぜふえたかということなんです。遊休農地がふえたのは担い手がいないんです。そこが農家の今の現状の厳しいところなんです。ですから、遊休農地ができた、それを誰が担っていくんですかという根本が、今うちの町だけではなくて全国で遊休農地が広がっているのはそういうところに原因があるんです。そこをどう解決するかということが、まず大前提としてやらなければいけない問題だと私はそう思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。（「はい」の声あり）

○3番（及川幸子君） 食育環境がその人の人生の健康をつくり、とても大事なことです。だからこそおそろかにできないのです。町全体でこの食育環境について取り組むことが、きらりと光る人づくりにつながるのではないのでしょうか。私はそう考えます。

そこで、子供たちのスタイルを見ていますと、大分ふくよかになっております。震災前と震災後、かなり通学にも足を使っていなくて、スクールバスを使って歩いております。そういうことからしてこの子供たちの肥満が危惧されるわけですが、震災前と震災後で子供たちの肥満度がどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちの肥満傾向につきましてですが、震災以前も決して肥満ではなかったわけではございません。ただ、震災後、肥満については数値的にはちょっと伸びたのかなという感じがします。ただ、肥満と同時に子供たちの体力の問題もちょっとここで話しさせていただきますと、小学5年生の男女、体力検査の結果ですが、これは県内で体力が一番高いということです。肥満についても、小学生については肥満傾向は県内から比べればそんなにずば抜けて高いわけではございません。ただ、中学生がちょっと肥満傾向が高く出ているかなという感じでございます。

なお、具体的な数値については課長から申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、ちょっと震災前の数字は持っておりませんが、昨年の状況で申し上げますと、小学校では全体で肥満傾向という、肥満には軽度から高度までございますが、そういった軽度まで含めた全体での肥満傾向というのが18.5%でございます。それから中学校でいきますと17.4%でございます。国、県と比べてみますと、国については小学生で9.4%、県だと13.5%。失礼しました、これは小学校だと全体の数値は出していませんが6年生のデータです。中学生ですと、中学校3年生でいきますと国が7.9%、県が9.8%ということですので、いずれも国、県よりも高い状況にあるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 肥満の私が肥満の話をするのもあれなんです、教育総合会議におきまして、スクールバスの関係でお話しさせていただきますが、これまで震災以来、非常に町中

がこういう工事状況が続いているということで子供たちがずっとスクールバスを利用させていただいてございますが、会議の中でも私が教育委員の皆様方にお話ししているのは、いわゆる歩道等、道路環境が整った時点において震災前に全て戻すという話をしてございますので、一部を除いてあとは徒歩ということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の数字を見ますと、かなり町内の児童生徒は肥満ということが伺われました。町長はバスがことしですか、平成28年度だけでバス通学は……（「道路環境」の声あり）いつの。（「道路が環境になったらばという前提です」の声あり）その道路環境はまだまだ先が見えない状況ですね。だからまだまだスクールバスで通うという時期が長くなると思いますが、そうであれば……

○議長（星 喜美男君） 質問を続けてください。

○3番（及川幸子君） 道路状況がよくなることはまだ時間がかかりますので、それまではスクールバスなのでこの肥満が続くのかなという、子供たちの肥満がですよ、町長の肥満ではないです。子供たちの肥満状況が解消されないのかなという思いがありました。

そういう中で、バスに乗って歩くから全てではないんですけども、それも一つの要因になるかと思うんですが、心配なのは、今お母さん方は共働きで働いています。そうすると仕事で疲れて帰って行って、料理の手を抜く時間が多くなってくるわけですね。そうすると簡単なものに、コンビニ弁当とかでき合いのものとかというものに走ってしまいます。そういうことも肥満をつくる一つの要因ではなかろうかと思えます。おうちにおじいちゃん、おばあちゃんがいて料理してくれればいいんですが、それらも肥満になる要因の一つだということです。ですから食育ということが、学校給食の食育がいかに子供たちにとって栄養管理されて大事な給食ですということなんです。それは裏を返せば、自分の子供が食べた給食費を未納にできないはずだと思います。

そこで、この給食費の未納の内訳をお知らせください。それと同時に準要保護の家庭は何軒ぐらいあるのか、その辺もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 給食費のことについては担当課長のほうで今これから答えさせていただきますが、その前に子供の肥満についてのお話が出されましたが、肥満についての原因はどこにあるのかというのはなかなか定かではないところがございます。それで、スクールバスとどうしても結びつけたがりますが、やはり子供の食生活、食習慣とそれから運動と家

庭におけるいろんな考え方だとか、さまざまなことが絡まって子供の肥満につながっている部分もございまして、この件についてはじっくりと考えていきたいなと思っております。

なお、スクールバスに乗っていて子供たちが運動不足ではないかということで以前にも問題になったんですが、当町では子供たちの運動不足の解消ということで、学校で教科体育だとか業間を使ってさまざまな運動をさせておりますので、先ほど申し上げましたように、体力の面で小学校の子供たちが県下でも体力はあるんだということが調査で証明されておりますので、その辺のことを一応私のほうからお話し申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、2点ございました。

まず給食費の件ですが、給食費の未納の状況ということで、ことしの4月末現在ということですが、現年度分、いわゆる平成28年度分について未納額が90万円ほどとなっております。それから過年度分、これは平成27年度以前の分ですが、こちらが昨年一部不納欠損をさせていただいた部分がございます。これを除きまして170万円ほどございます。それから準要保護というお尋ねでございました。いわゆる給食費の就学援助を受けている家庭ということで理解いたしましてお答えいたしますと、54人ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。

先ほど来も町長はこの給食費無料という検討を今後もなさるということを話されました。そこで、平成28年度、現年度分が90万円ということは年度末に催促を、徴収は税務課で徴収していると思うんですが、担当課ですね、年度末にこれぐらいの現年度90万円をためたということは、これにどの程度の労力をかけたのか、かけなかったのか。そしてまた過年度も170万円あるということなんですが、ためていくと、震災後特にためてしまうと、震災だから給食費が請求されないのかなという思いの人も中にはいると思うんです。だから、何回でも足を運ぶということが大事だと思います。こちらの誠意を見せていくと、払わなければいけないんだなという意識が出てきます。子供が食べた給食費を未納にしているということは、親の義務を果たしていないことだと私は思います。ここはしっかりと滞納整理していくべきだと思います。この間の住宅の入居の関係で5人の職員をそこに配置したと聞いていますが、それだったら、むしろこちらのほうにも特別に徴収班という滞納整理の人でもつけてこれを回収していくという方法が大事だと思います。給食費を払っているんだから学校でいっぱい給食を食べてきなさいというぐらいの父兄、保護者をつくっていきなさいと思うんです。

そのぐらい給食というものはありがたいものです。今後、給食費を無償にしていくと、私的にいうとそのありがたみが半減していくと思われま。親の義務だから給食費を払うからいっぱい食べてきなさいという親を育てていくべきだと思います。

その準要保護の方、54人ということは、母子家庭で大変だから給食費を免除ということになっておりますが、そういう低所得の人たちにはそれなりの援助がありますので、何も私は給食費を無償化するまでもないと思いますので、むしろこういう食育に対する環境づくりは大事なことから、地域、町を上げて取り組んで、そしてあいている遊休農地は学校の給食の食材にしますからということで、これからどんどん高齢化率が40%にもなっていく。そうした中でそういうことを話し合いながら、これは商品として売るものではなくて給食の材料とするものですよということで協力をもらいながら畑づくり、そして子供たちの給食の食材にしていくという、そういう環境づくりを目指していきたいと思っておりますけれども、その辺について担当課としてはいかがなものかと思っておりますけれども、担当課長、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、前段にございました給食費の徴収の努力ということで、ご説明申し上げます。

委員のおっしゃることはまさにそのとおりでございまして、給食費についてはしっかり納入していただくというのがまさに本筋だと思っております。現在でいいますと、所長、担当の2名によりまして、未納の状態の方に関しては毎月文書で督促をさせていただいておりますし、あとは電話等で督促をさせていただいているという状況です。

ただ、なかなか給食費については、やはり教育的配慮というものが必要なんだろうということで取り組みをしております。食べる本人の前で払ってくださいという催促をするわけにはまいりませんので、お一人のとき、あるいは携帯電話ということで納入を促していくということが取り組みの主になってまいります。ただ、議員のおっしゃるとおり、もっと頑張るべきだということに関してはまさにそのとおりだと思っておりますので、鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 地産地消の考え方ですね。ここでとれたものを給食に材料として提供していくという考えのもとに今私は話しておりますが、そういうつくる側として、担当課としてどのように考えているのかももう一度お聞かせください。今後の遊休農地の利用の仕方です。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 突然来たのでちょっと適当な答えが見つかりませんが、いずれ我々担当課としてはつくる側、逆にたくさん消費していただければ、なお生産者の励みにはなると思います。ただ、先ほど教育長も申し上げましたとおり、価格的な部分がどうしてもネックになってくる可能性もありますので、そういったつくる側、あるいは給食を提供する側、そういった一つのネットワークの構築がまずは必要なかなと思います。昨今の特に給食という立場から見れば、非常にいろんなものの価格が高騰している状況でございます。それにどこまで提供する側の単価に合わせられるかというのは、ものによっては非常に厳しい状況もございますので、ある一定のネットワークをつくった上でそういったものも提供できるような環境は、担当課としても検討していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 商売としてそのつくったもので生計を立てるのではなくて、これから高齢化になっていって、高齢の人たちが現在自給自足の人たちもおります。そういう人たちを呼び込んで新しいネットワークづくりをしてもらいたいということです。それで商売をするのではなくて、給食の食材にするのでこのぐらいもうけなければいけないんだということではなくて、そういうグループをつくって食材に間に合うぐらいのこういうものをつくりましょう、ああいうものをつくりましょうというネットワークづくりから始めて、給食の賄い材料に提供してはいかがかなという、まずはネットワークづくりから始めるということです。商売に出すのではなくて、そういうことも考えていけないのかということです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですが、自給自足をしている方は自給自足の部分である意味精いっぱいの部分があると思います。ほかの方々に回せるぐらいの生産力を持っているとは、ちょっと今のご質問の中では判断できませんでした。

ただ、先ほど来いていますネットワークというのは、違う意味でもう少し町でとれたものを町の中に供給できる、そういったネットワークを構築することがまずは必要なであろうという意味で回答させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 舌足らずで申しわけなかったけれども、そういう地産地消をやっていく上で、その中でもノウハウを持っている自給自足の人というのが、家庭菜園とかいろいろな人たちが町内でもおります。そして、余力、仕事も持たないという人たちがいます。そうい

う人たちのネットワークをつくって、皆で給食に必要なこういうタマネギとかジャガイモとか、コマツナは専門にやっているところですが、給食に必要なだなどというものはここで何でもとれます。そういうものを量をとらなければならないので、そういう人たちに集まってもらって、じゃあこういうものをこっちでつくって、グループでつくってとか、こっちではこういうものをつくってというような共同の作業でつくれるグループをつくり上げていくということです。地産地消の下にそういうグループをつくって、給食のためのそういうものを考えていく方向がどうかということは今話しているんです。わかりますか。わからない。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 議員のお考えと結論的な部分は多分同じなのかなと感じています。いずれどれぐらいのものをどれぐらい欲しいのかという、全量を賄えるかどうかも含めてなんですが、それを一つのネットワーク化を図っていくことが必要であろうという認識については私も思っているということをお先ほど来ご回答させていただきましたので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい。とてもこの食育については大事なことなので、地産地消、何回もいいますけれども、その辺を今後とも強硬に進めていただきますことに努力してもらいたいと思います。

最後になりますが、その給食費ですね。電話や毎月封書で送っているということなんですが、やはりそれだけでは伝わらないと思うんです。何も子供がいるところではなく、子供が学校に行った後でもいいと思うんです。そういうところで顔を見せて、そうすると効果があると思うんです。やはり世の税金と違って給食費は自分のお子さんが食べたものですから、払わないというわけにはいかないと思います。だからこっちは誠意を見せて、1回でだめなんだったらこういう方法もありますからということをお提示しながら、その家庭で払える、もちろん現年度も行きますので、現年度以後の対応があればそれにプラスになっていきますから、一括では大変でしょうから分割ということもありますので、どの程度だったら払えますかというようなことは、電話とか督促とかということでは同じだと思うんです。毎年たまっていくだけだと思うんです。そういう工夫をしてもらいたいと思うんです。ずっと同じやり方でやっていくと、どこまでいってもまた最後には不納欠損になるのかという思いもしますので、そうすると毎回払っている人たちは公平を欠くのではないかという、最後には不納欠損になると。そういう状況下ではうまくないと思いますので、その辺を、職員をふやしてでもいい

ですので、その5人の分を4人にして1人こっちにでもいいですので、そこを皆さんで努力していただきたいと思います。

時間も時間ですので、最後にそこを聞いて終わりにいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 徴収の仕方ということでいろいろご意見をいただきました。

部分的にはおっしゃるとおりというところもございませう。現在でも、とりあえず現年度分の納付をまずは優先にさせていただいて、そして過年度分については計画的にということで申し上げているところではあります、なお強化しろということでございませうので、その点については鋭意取り組んでまいりたいと思います。

ただ、最後の一点、不納欠損のことがございませうが、前回不納欠損にさせていただいたのは債権・債務が特定できない方の分ということですので、納めない部分について不納欠損にするというものではございませうので、その点だけはお取り違えのないようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） たしかあのときは震災で行方不明の方もあつた、住所がわからないということも確かにありました。その辺は理解いたします。そういうことで住宅の関係は終わった後の事務処理に5人もかかって現在もやっているとありますが、やはり今進んでいるこの滞納整理というものも大切でございませうので、そこを人事担当課長にもお願いしますけれども、その辺を強化の方向でやって、滞納のないような方向に進んでいってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで、議案訂正の許可について申し上げます。

発議第2号町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について、2の設置の根拠を「地方自治法第110条」と記載してございませうが、「地方自治法109条」に訂正したい旨の請求があり、これを許可してあります。

日程第3 発議第2号 町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、発議第2号町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる

決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは説明ということでございます。

ただいま事務局長が朗読したとおりでございます。議会が町民に果たす責任という観点から町営住宅使用料等の問題についてこれらにかかわる特別委員会を設置し、調査をする必要があるとの認識から提出するものでありますので、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。南三陸町議会委員会条例第9条の規定により、町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様は議員控室にお集まりください。

再開は1時10分といたします。

午前11時45分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、再開いたします。

ここでご報告を申し上げます。ただいま開催されました町営住宅使用料等調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に高橋兼次君、副委員長に今野雄紀君が選任されましたので、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

日程第4 請願2の1 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

○議長（星 喜美男君） 日程第4、請願2の1 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題といたします。

本請願については産業建設常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それでは産業建設常任委員会に付託された事項について、その経過について内容を説明したいと思います。

産業建設常任委員会に付託された当該請願を平成29年6月5日開催の産業建設常任委員会において審査及び調査を実施いたしました。調査には農林水産課に説明を求め、農業者戸別所得補償制度の内容と現行の経営所得安定対策の内容について、国の政策、制度移行の経緯を交えながら説明を受けました。

当町においては沿岸部の農地が東日本大震災による被害を受けたものの、6年3カ月経過の中で農地復旧及び区画整理も進捗している状況にあります。その中で沿岸部の圃場整備区域においては、水田稲作だけではなく収益性のより高い園芸作物へ転換を図るなどして、担い手の集約を推進しております。また、中山間地においては、戸別農家の水田稲作経営が多く見られるものの、高齢化社会の加速化により農地を休耕する農家が増加し、遊休農地も増加傾向でございます。

本請願の趣旨は、水田稲作経営の下支えと水田耕作により多面的機能を維持することによりまして、環境及び国土保全を目的とした農業者戸別補償制度の復活であるが、当町における農業経営の現状を勘案すると、水田の多面的機能の維持については、平成26年度から施行されている日本型直接支払制度の活用をフルに生かし、これまで以上にその目的を十分に果たしているという状況にあると思われま

す。また、稲作経営においては、狭隘な中山間地での稲作経営は平坦地の農業経営に比べメリットがなく、自家消費の小規模農家が多いこと、そのため園芸作物や畜産経営の振興をこれまで図ってきたことを踏まえると、水田稲作経営に対する所得補償制度は当町の農業振興においてはメリットが少ないということです。

したがって、産業建設常任委員会では全会一致により本請願を不採択とすべきという審査結

果に至ったので、報告をいたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） はい。4番小野寺です。

ただいま委員長からいろいろお話がありました。委員会でいった内容を聞いたところでは、当町にとってのというお話のようです。これは当町に限らず日本の稲作全体についての問題、あるいは農業全体についての問題だと思っておりますので、町長も先ほど一般質問でもおっしゃられました。農家が減っていることが問題だと。その辺の問題が根幹にあると思っております。それで、今回委員会では制度が変わることによって農家への影響、あるいは地域経済への影響が、この当町に限らずどのようになると思われるか、この辺の議論がどのように行われたかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 委員会では今までの国の政策の実績の比較といいますか、制度の状態を調査いたしまして、戸別所得補償制度というのは平成22年から2年間ですか、それから平成23年からは農業者戸別所得補償制度推進事業ということに名称が変わりました。そのときにいわゆる現在の自民党ではなく政党が政策案を出して決定したもので、それからその3年後に自民党政権に変わって、この戸別所得補償制度に移行したわけでございます。現在経営所得安定対策とまたさらに名称が変わって、その辺本町においても導入をしているわけでございます。さらに南三陸町ではとも補償ということも導入をさせていただいております。農家サイドにとりましてはそういったものが一つのセーフティーネットになっているのかなと思っております。そういった議論はしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 議長、質問は3回ですか。

○議長（星 喜美男君） はい。

○4番（小野寺久幸君） 3回まで。はい。

そのままで支えてきた制度が今度変わって、この先はわからないという状況で不安があると。そのために当面戸別所得補償制度を復活してほしいという請願です。その点の議論をもう一度お伺いしたいと思います。

それから農家の減少による国民の食糧、地域経済、環境、国土保全等への影響という文言が請願にあります。この辺の影響についてどのような議論が行われたか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 内容がいろいろありますが、まず最初にいわゆるこの我々が今現在取り組んでいる事業の中で、まず請願に国土保全に対する内容がございましたが、それは現在の中では大体七、八つほど項目がございまして、国土保全をする機能といたしまして、一つは洪水防止機能、土壌侵食防止機能、土砂崩壊防止機能、水資源環境機能、大気浄化機能、気象緩和機能、景観保全機能、保健休養機能、生態系保全機能、そのほかにいろいろまだありますが、そういったことで国土の保全、あるいは自然の景観、自然環境が十分に保たれていると思います。

それから国の政策ですのでなかなか一概に評価はできませんが、本町では先ほども説明したとおりいわゆる小規模経営が多うございまして、さらに近年の高齢化社会といたしまして、高齢化のために耕作地を放棄する遊休農地の方も目立っております。しかしながら、一部若い人たちを中心に特産といわれる作物の栽培をしております。その中では「黄金郷」に代表されるような菊栽培とか、あるいは菌床シイタケのようなもの、あるいは「南三陸春告げやさい」といったようなもの、あるいはリンゴ栽培、地域は分散しておりますがそういったもろもろの特産、さらに近年は南三陸町にも長ネギの栽培といったことが将来有望視されているようでございます。そういったことで、米づくり一本から多角経営といたしますか、複合経営といたしますか、そういったことで果樹園芸の部門をさらに拡大して、農業経営を複合的に経営している状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。経過と結果についてということで原則行うようにしてください。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 当町には余り大きな影響がないという議論かと思いますが、この本請願を採択することによって、もし当町に不都合とかというものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 不都合と一概にいわれましても、農業経営は多種多様に裾野の広い事業でございまして、本町にとっては基幹産業の一つでございます。そういった中で、これからの農業というのはやはり国から示される作物の栽培だけに頼らず、自主努力といたしますか、いわゆる先進的な知恵を回して、いわゆる優秀事例といたしますか、そういったところを参考にしながらこの地域に合った作物の栽培といったものに取り組むということは有望視されますし、さらに国の政策が今後どのようになるかわかりませんが、いわゆる減反対策も来年、平成30年度には廃止になるといった中から、やはりグループ、集団で取り組むような農業経

営、それから今でも集落経営はしておりますが、そういったことをさらに、法人化といった取り組みも今後は必要、さらに進めるべきだと思います。

それからデメリットの部分ですが、米づくり一本に頼らないという、頼っている分にはやはり収入減につながっていると思います。さらに……。

○議長（星 喜美男君） 委員長。（「はい」の声あり）委員長の考えではなくて、どういった調査、審査が行われたのかということで聞いているんですから、その辺。（「わかりました」の声あり）

○10番（山内昇一君） ではその辺、審査結果については先ほども説明したことを繰り返すようになりますが、この地におきましてはやはり高齢化と、さらに農業経営だけではなかなか生活ができないという中で、やはり多角的な経営に進むべきだということで、そのためにやはり地域づくりが必要だということの話の結果です。

○議長（星 喜美男君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本請願に対する賛成討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 日本はずっと食料の自給率が40%台といわれていまして、非常に低い状況にあります。米余りがいわれる中で米の輸入が行われ、米農家の経営が苦しくなっているとわれております。そのために農家は減少の一途をたどっております。米は日本の主要食物というだけではなく、気候風土に適合し、水田は環境、景観、国土保全または地域経済に大きな役割を果たしております。その水田を守る農家の生活を支援することは、政治の大切な仕事と思います。長期的政策については議論が必要なところではありますが、経営所得安定対策が廃止されようとして、米づくりに専念している農家ほど不安が大きくなっています。また、食糧安全保障という観点からも、当面の政策として以前行われておりました戸別所得補償制度を復活して農家の生活を支えることが必要と思いますので、本請願に賛成したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は本案に反対の立場から討論をいたします。

これは委員会付託して、委員会で不採択すべきものとした経緯もあります。ただいま委員長の補足説明でも……。

○議長（星 喜美男君） マイクを寄せてください。

○11番（菅原辰雄君） 委員長の補足説明でもいろいろありました。これは当時の民主党政権がつくり、政権が変わって自由民主党政権になって今の制度があります。そして、同じような項目は復活できるものとは考えられませんし、とりあえず我が町としての影響はそれほどないものと思ひ、あるいはまた本委員会の調査、委員会の意思に私は賛成するものでありまして、本案に反対といたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ございますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願2の1を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択とすべきものです。請願2の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立少数であります。よって、請願2の1は不採択とすることに決定しました。

日程第5 陳情5の1 日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求める意見書提出の
お願い

○議長（星 喜美男君） 日程第5、陳情5の1 日本政府に核兵器禁止条約のため行動を求める意見書提出のお願いを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

陳情5の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、陳情5の1については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情5の1を採決いたします。

本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定しました。

日程第 6 報告第 1 号 平成28年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

○議長（星 喜美男君） 日程第 6、報告第 1 号平成28年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第 1 号平成28年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度予算のうち 3 月の定例会、その後の臨時会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 報告第 1 号の細部説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

平成28年度の一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この表に列挙してあります 3 ページまでの 26 事業につきましては、本年 3 月の補正予算において繰り越しを認められた予算について、実際どれだけの金額が平成29年度に繰り越されたのかをあらわしたものでございます。

表頭の金額欄は予算で設定した限度額でありまして、隣の翌年度繰越額の金額が実際に平成29年度に繰り越された金額でございます。3 ページの合計欄で申し上げますが、金額合計、いわゆる限度額の合計でございますが、これが125億1,284万6,000円に対しまして、その隣の実

際の繰り越された金額124億1,927万4,000円でございますので、実際の繰り越し率で見ますと99.2%であります。

また、財源内訳の中で既収入特定財源は、既に平成28年度から平成29年度に送るものでございまして、既収入特定財源と一般財源の合計額で38億5,109万5,000円が平成29年度に送られた財源ということになります。

最後に、各事業の完成予定を申し上げます。

1行目から、通知カード個人番号カード関連事業、平成30年3月。

応急仮設住宅解体事業、平成29年6月。

素材生産代行事業、平成29年12月。

地方卸売市場衛生管理支援事業、平成29年6月。

海岸保全事業、平成30年3月。

水産基盤整備事業、平成30年3月。

道路台帳整備事業、平成30年3月。

町道新設改良事業、平成30年3月。

漁港施設災害復旧事業、平成30年3月。

公共土木施設災害復旧事業、平成30年3月。

学校給食センター災害復旧事業、平成30年3月。

生涯学習センター建設事業、平成29年8月。

消防団拠点施設災害復旧事業、平成29年5月。

水産加工業従業員宿舎整備事業、平成30年3月。

商店街共同施設等整備事業、平成29年5月。

シロサケふ化場建設事業、平成29年8月。

水産加工場等施設整備事業、平成30年3月。

漁業集落防災機能強化事業、平成29年11月。

漁港施設機能強化事業、平成30年3月。

被災地域農業復興総合支援事業、平成29年6月。

志津川市街地新井田川河川整備事業、平成29年12月。

志津川地区市街地土地活用事業、平成29年7月。

情報通信技術利活用事業、平成30年3月。

産業振興ビジョン策定事業、平成29年9月。

防犯灯設置事業、平成29年6月。

高齢者生活支援施設等併設事業、平成30年1月。

以上、26事業でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第7 報告第2号 平成28年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第2号平成28年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成28年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成27年度繰越明許費とした予算のうち、関係機関との調整に時間を要するものや、労働力、建設資材等の確保が逼迫し年度内の完了が困難となった事業について、事故繰越として決定し事故繰越繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

平成28年度の一般会計事故繰越し繰越計算書でございますが、事故繰越の場合も地方自治法施行令の規定によりまして明許繰越と同様の手続が必要になってございます。今回4つの事業につきまして事故繰越とさせていただきますが、その中で2段目の仮施設撤去事業を除く3事業につきましては、平成27年度から平成28年度に明許繰越したものでございますが、さらに平成29年度に繰り越ししたものでございます。

説明欄には事故繰越の理由がそれぞれ付記されてございますが、震災後の事業数、事業量が多岐にわたるためこのような状況下でありまして、議員各位からも繰り越し理由としていかなものかというご指摘を頂戴しているところではございますが、現行の制度上、事業を完成させるためにはこのような手続をとらせていただかざるを得ないという状況でございますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

なお、2段目の仮施設撤去事業につきましては、4月に既に事業が完了してございます。

繰り越し総額は9億4,408万2,000円ですが、その財源として現金尻で平成28年度から平成29年度に繰越金として送る財源は一般財源の合計額9,376万円となりました。

最後に、各事業の完成予定を申し上げます。

海岸保全事業、平成30年3月。

仮施設撤去事業、平成29年4月完了でございます。

漁港施設災害復旧事業、平成30年3月。

公共土木施設災害復旧事業、平成30年3月。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 事故繰越と、あとはないよということなんだろうが、この説明の欄にある関係機関との調整と、割とこういうのが多いようなんですが、この辺は制度上どうしてもやむを得ない手続というものの、やっぱりこういう調整に時間を費やして事業がおくれるというのが何となく多いような気がするんです。この辺あたり、県、国とももう少しお互い理解しあえるような話し合いに持っていけないのかなと常々考えていたのですが、その辺あたり町長どうですか、国、県との申し入れといいますか、その辺はどのようにこれから考え

て進めていこうとしているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった結果として事故繰越を皆さん方に報告しなければいけないという事態は、本来ですとあってはならないと認識してございます。ただ、関係の担当課のほうも国、県と月に何回とかという感じで調整会議をやっているんですが、結果としてこういう状況になっているということもございまして、実はここには載っていない事業なんですけど、どうしても事業が延びるということも先日もございまして、いろいろ関係の団体を集めて調整会議をさせていただいて、私からもお話しをさせていただいてございます。ですが結果として、なかなかある意味一つの事業が進まないとか次へどうしても進めないというケースも多々ございまして、結果として大変申しわけないんですがこういう結果ということでございますので、これからは調整についてはしっかりと我々も意見を言いながら進めてまいりたいと思いますが、一つご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろ調査といいますか、調べてみますと、中には一つの例なんですけど、例えばばなな漁港の例をとりますと、あそこは3港で1つという事業の区分になっているわけです。例えば1カ所は整備というか、設計から何から終わっていると。でもそこは3港とも終わらないと一つの事業としてやらないというようなことでは、どうもこれから事業を進めていくのに重なりあって、今度は業者の問題でなかなか進捗が鈍いという結果になるのかなと。一つでも終わったらそこから手をつけてやっていくような県あるいは国の指導というものが少しいるのかなという感じがしたんですが、その辺は県の方々の指導もちょっと余り褒められないような話も聞くんです。その辺あたり、これからいろいろと申し上げていく素地はあるのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○佐藤町長（佐藤 仁君） 今ご指摘のようなケース等についても、今ばなな漁港の例を出しましたけれども、それ以外にもまだそういうケースがございまして、いろいろ県のほう、国のほうにも含めていろいろお願いをしてお話をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） ばなな漁港に限らず、これから漁港のいわゆる災害復旧事業並びに防潮堤新設、あるいは災害復旧事業につきましては、手順を踏んでというのではなく、ただいま高橋議員のご提案にございましたように柔軟に早期発注して

まいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「はい」の声あり）3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい。3番です。

この5の農林水産業費の海岸保全事業と商工費の中の仮設施設撤去事業の中で、財源内訳を見ますと一般財源がかなり導入されております。特にこの仮設の撤去事業費などは半々ぐらい、支出負担行為が2,100万円のところ1,000万円ずつ繰り越しになって、一般財源が1,000万円となっております。これは補助事業ではなくて、どの割合で一般財源が多くなっているのか。それから保全事業の関係もそうですね、一般財源8,300万円出ておりますが、この内訳をご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の中の海岸保全事業の部分につきましては、一般財源のくくりではありますが特別交付税でございます。震災特別交付税の枠で財源に充てているものでございます。それから仮設施設の撤去事業の部分に関しては、どうしても補助事業の中でやり切れなかった部分がございますので、これは単独事業、町単の予算で実施しているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この仮設施設の撤去事業というのは商工費でとってありますが、どこの仮設の撤去費なのかご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 失礼いたしました。

ここでいっております商工費の仮設施設の部分は、旧商店街、南三陸さんさん商店街の仮設施設の撤去工事の費用でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この工事の撤去費用は補助事業ではなくて単費で1,000万円を使ったという、半分は単費を使ったということの解釈でよろしいですか。そのぐらいかかったということですね。さんさん商店街の前の仮設の店舗の撤去と解していいんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 補助事業で撤去される部分は上物の部分でございまして、基礎の部分が単費で撤去をさせていただいたと。ですから、これは全額単費予算ということでございます。（「3回か」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第8 報告第3号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、報告第3号平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度予算のうち、漁業集落排水事業費の漁業集落排水施設管理費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、報告第3号について細部説明をさせていただきます。

議案書7ページの繰越計算書をごらんいただきます。

平成28年度の漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

事業の名称につきましては、袖浜処理区管路移設事業でございます。管路移設工事積算業務

の繰り越しでございます。

本移設事業につきましては、袖浜処理区内で予定されております宮城県発注の防潮堤工事に伴いまして、県の補償事業として管路の移設を実施するものでございます。防潮堤整備がおくれ、年度内に完了できないことから、3月の定例会でお認めいただいたとおり繰り越しとしたものでございます。

なお、移設工事費につきましては9月の定例会で補正計上する予定となっております。業務完了予定は平成30年3月を見込んでおります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい。3番及川です。

1点だけお伺いしますが、これも一般財源が350万円投入されております。これは補助事業、復興事業費で計上したものではないのでしょうか。ここにこの一般財源が、先ほどのように特別交付税が組み込まれているのでしょうか。そもそもこれは災害で該当になる事業なので、災害復旧費とは違うのでしょうか。この一般財源の使われ方ですね。そこをご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 県の事業によります防潮堤の関連で管路の移設ということで、県の補償事業でございますので、県から補償費ということで財源が入ってくるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 県の補償費の中で入ってくるということなんですが、なぜ一般財源にこれが出てくるのか。補償費の歳入がどこに入ってくるか、説明願います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 補償費は事業が終わってから入ってくるものでございますので、一般財源ということで一応計上して、あとは歳入のほうで補償費ということで計上したいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（及川幸子君） 今野です。

私も1点だけ、関連になると思うんですが、伺いたいと思います。

先ほどこの工事は防潮堤のおくれという説明があったんですが、今防潮堤は各所でできつつ

ありますが、この場を借りまして、全体的にでよろしいですので防潮堤の整備具合というんですか、進捗状況はどれぐらいなのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 県施工の分と町施工の分があるかと思いますが……。

○議長（星 喜美男君） マイクを寄せてください。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 失礼しました。県施工、それから町施工分がございしますが、町施工につきましてはこれから本格的に工事が始まるというところでご理解いただきたいと思います。県施工につきましては、進捗率というのはちょっと私把握しておりませんが、現地をごらんいただきましたらどんどん高い壁が立ち上がってきておるかと思いますが、それが現在の状況とご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 報告第4号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、報告第4号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度予算のうち、災害復旧費の特定環境保全公共下水道施設災害復旧費について、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは報告第4号について細部説明をさせていただきます。

議案書9ページの繰越計算書をごらん願います。

平成28年度の公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰り越す事業名は、特定環境保全公共下水道施設災害復旧事業で、伊里前処理区の災害復旧に係る事業でございます。

工事内容は、伊里前地区の国道45号に埋設してあります既設管約2.1キロメートルの撤去工事でございます。国道45号の切り回し工事との調整に時間を要していることから繰り越しをすることとなりました。工事完成予定は平成30年3月を見込んでおります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第10 報告第5号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、報告第5号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成27年度繰越明許費とした予算のうち、特定環境保全公共下水道施設災害復旧費に関し、工法の変更、設計及びその協議に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、事故繰越として決定し事故繰越繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、報告第5号について細部説明をさせていただきます。

議案書は11ページをごらんください。

平成28年度の公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書でございます。

事業名は、特定環境保全公共下水道施設災害復旧事業でございます。伊里前処理区内の災害復旧工事第14工区でございます。

工事内容ですが、国道45号に布設してあります既設管にかわる迂回路線として町道峰畑線、中学校入り口から小学校おり口までの管渠、マンホールを設置する工事で、平成27年度から明許繰越を行った事業でございます。

事故繰越となった理由につきましては、マンホール設置箇所におきまして想定外の岩盤が出てきた関係から、マンホールの工法変更設計等協議に日数を要したため、年度内完了ができないことから繰り越しとしたものでございます。

なお、工事につきましては、今月末完成予定となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第11 報告第6号 平成28年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、報告第6号平成28年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第6号平成28年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度予算のうち、資本的支出の建設改良事業について繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） では、報告第6号平成28年度南三陸町水道事業会計繰越計算書について、細部説明をさせていただきます。

議案書は13ページをごらん願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良の繰り越しでございます。

事業は東日本大震災に係ります水道施設災害復旧事業8件の工事でございます。8件の全体の契約額は3億9,150万円でございます。平成28年度に前払い金を支出し、繰越の合計は2億2,800万円となっております。

繰り越しの理由につきましては、それぞれ説明欄に記載してございますが、国道、県道などの災害復旧工事や施設管理者等との調整に時間を要したことに伴い、遅延したことによるものでございます。

各工事の完成予定時期を申し上げますと、上段から長須賀地区につきましては7月完了予定。伊里前地区につきましては8月完了予定。

田の浦地区は9月完了予定。

皿貝・町向地区につきましては今月完了予定。

波伝谷地区につきましては9月完了予定。

志津川地区が今月完了予定でございます。

雷前地区につきましては今月完了予定でございます。

志津川市街地が9月完了予定とそれぞれなっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第12 議案第63号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第63号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第63号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては14ページから16ページ、議案関係参考資料は3、4ページに新旧対象表を載せてございます。

本案は提案理由にありますように、介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。条例の一部改正につきましては昨年の12月議会定例会でご審議をいただきましたが、介護支援専門員の研修制度の見直しが行われ、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーの研修に更新制度が導入されたという説明を行いました。その際に省令の一部改正と同様に条例も一部改正をしたということでございます。

その後におきまして、厚生労働省から主任介護支援専門員の定義が不十分な表現であったということで、書きぶりがうまくなかったので、今回、より明確に表現するため省令の改正を行いますということでございます。そういったことから、町の条例につきましては介護保険法施行規則に準拠し、今回も省令の改正と同様に規定するということになりますので、一部改正を行うというものでありまして、特段の影響というものはございません。

なお、前回の定例会でも申し上げましたが、当町の主任ケアマネジャーにつきましては、今年度に更新研修を受講することといたしております。現に昨日、一昨日の2日間、それから来週2日間、7月に4日間の計8日間で46時間の講義・演習を受講するということになっております。

以上、細部説明といたします。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は平成29年度伊里前小学校プール建設等工事に係る請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第64号の細部説明をさせていただきます。

議案書は2冊の内1の17ページ、議案関係参考資料は5ページになります。

議案関係参考資料をもとにご説明を申し上げます。

伊里前小学校のプールにつきましては、建設から40年以上経過をして大分老朽化が進んでいるということで、今回更新をするものでございます。

工事名が平成29年度伊里前小学校プール建設等工事でございます。

工事場所につきましては、歌津字伊里前百十三番地。

工事概要でございますが、既設のプール、25メートル掛ける20メートル及び附帯構造物、主に更衣室等でございますが、これらの解体・撤去でございます。その後25メートル掛ける11メートル、5コースのプールを新設すると。それから附帯施設といたしまして、更衣室、シャワー室等を新設するという内容でございます。

入札の執行日は平成29年5月8日でございます。

入札方法につきましては、制限付一般競争入札でございます。

参加業者につきましては、山庄建設株式会社1社の参加となっております。

以下、7番から13番まで入札の執行状況を記載してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、この工事の工期でございますが、本契約締結日の翌日から平成30年2月28日としてございます。

6ページをお開き願いたいと思います。仮契約書を添付してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

7ページに小学校の平面図でございます。左下に網かけしている部分が工事箇所となっております。場所につきましては現在のプールの位置と同じ場所でございます。

8ページに拡大図がございます。ごらんのように、これまで入谷小学校、名足小学校とプールを整備してまいりました。基本的な考えは同じでございます。25メートルの5コースを整備するという内容でございます。その上のほうに、更衣室等を設けるという内容でございます。

プールの設計に当たりましては、日本水泳連盟のプール公認規則並びにガイドライン、それから文部科学省、国土交通省のプール安全標準指針、それと文部科学省の小学校施設整備指針というものがございまして、それに沿った形でそれぞれ設計を進めてまいりました。

9ページが横断図でございます。これもこれまで2校と同様に25メートルプールを設け、水深は90センチから1メートル20センチまでの間となっております。

10ページが更衣室等の平面図でございます。75平米、約23坪の建物となっております。

11ページが立面図でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番です。

先日、名足小学校のほうのプールの落成式に行ってみさせていただきました。かなりこの7月からのプールの開設に間に合わせていただいたようで、立派なプールができました。そこで感じたことなんですが、低学年、1、2年生が泳ぐ場所が90センチというような、多分端、端かなと思われそうですが、伊里前小学校もそのような形になるかと思われそうです。そこで、既設の今あるプールが25メートル掛ける20メートルで新設のプールが25メートル掛ける11メートル、5コースとなっておりますが、この10メートルの幅の格差というものがどのように、このメートル数から見ますと小さくなると考えられますが、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって40年前の生徒、子供の数と今の児童生徒の数が違うという点がございまして。当時は多分30名から40名のクラスであって、そこでお一人の先生がプールの指導をするという状況だったと思うんですが、現在はそれよりかなり少なくなってきております。それが1点でございます。

それから、これは専門外で私も大変よくわからないんですが、文部科学省で学習指導要領を定めてございまして、小学校1年、2年の子供における水泳の学習内容の到達目標というものがございまして、その中で、「技能 次の運動を楽しく行い、その動きができるようにする」というものがありまして、アといたしまして「水になれる遊びでは、水につかたり移動したりすること。」イ「浮く・潜る遊びでは、水に浮いたり潜ったり、水中で息を吐いたりすること」ができること。これが1、2年の学習の目標といたしますか、なっております。実は足の立たないところで泳ぐための技能と自信の会得のためには深いほうが望ましいという考えが一つございます。それから水泳技能の未熟な児童のため、安全のためには浅い水深が望まれるという相反することが書かれてございます。

そこで、何を優先すべきかということが多分今回の設計に当たって判断すべきことだと考えてございまして、その際、お子さんの数が少ない、それから昔は多分先生はお一人で指導ということなんですが、私の認識に間違いがなければ多分今はお二人でやれると聞いてございます。そうすると、安全面はある程度確保ができていられるだろうと。そうすると、もう一つ早く水になれていただくという部分を考えれば、90センチのほうを採用して、これまで補助プールがございましたが、補助プールから本設といたしますか、隣のプールに行く間の時間を

なるべく短縮をして、技能の発達に貢献できるのではないかとということで、90センチから1メートル20センチという水深にさせていただいております。

それから、前回名足小学校でも同様のご質問がございまして、たしか教育委員会のほうからはげた履きをさせる、そういうものを設置するというお話がありました。多分今回もそういう方針があると思いますので、2つの方法で子供の安全と水泳力の技能の向上に役立つといえますか、貢献できる施設として考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明だと、生徒が減っているというのはわかります。ただ、安全面からいいますと、やはりこの間の名足小学校のプールを見ても端、端が90センチということで、子供なのでどこが深くなっているということがプールに入ってしまうと見えづらくなってしまいますので、安全面からいうとそこを特別に気を配って見なければならない状況下にあると思うんです。名足小学校のプールを見た場合ですね。そこで、教育委員会としては台をあの中に置かせて使用させると思うんですが、補助の先生が1人ついて2人体制というのもわかりますが、事故を未然に防ぐ安全面を優先していただきたいと思うんです。子供というのは目を離した途端に何か起きるといことが多いものですから、そういう高さの、何て言うんですか、げたを履かせる台は必ずつけるというのを鉄則にさせていただいて使用させていただきたいと思うんです。この工事に問題があるというわけではないんですが、そういう深さを使うのであれば、その危惧される面を使う側としては徹底してそういうものを各プールに準備させて指導していただけたらと思いますので、その辺事故のないような安全面を工夫していただきたいと思います。

そしてこの幅が20メートルから11メートルになったというのは、生徒も少なくなったのでプールの規模も狭めた、敷地が狭まったんだという解釈でよろしいでしょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） かさ上げの部分は教育委員会からコメントがあると思います。

基本的に先ほど申したとおり、日本水泳連盟の公式プール基準がございまして、その最低基準が5メートル、それから1コース当たり1メートル80センチから2メートル30センチの幅をとることということで、5コースまづもって設定いたしました。それから1コース当たり2メートルの幅を持たせたと。それから両脇に20センチ以上の余裕を持つことということがございますので、それらを合わせると11メートルほどになったということでございます。

それから、多分議員ご存じだと思いますが、敷地の西側、すごくのりが高いという状況で、これまではのりのすぐ真下までプールがございました。決して緩やかなのりではないので、そういった木が大分覆いかぶさってきていると。そういうことを考えると、東側にプールそのものを移したほうがいいたろうというご判断もございまして、それとこれまでの2つの学校の大きさ等を考えますと、5コースにして11メートルという判断をさせていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちのプールの使い方につきましては、学習指導要領等に沿って子供たちの水泳指導につく教員が適切な指導をすることになっております。特に安全指導については、プールに入る前の状態、それからプールに入ってから、プールから上がってからというふうに段階を経て子供たちに安全指導をしております。

なお、学校現場には今議員おっしゃったことをきちんと伝えまして、安全には十分に配慮した指導をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で、西側の崖が高いということで東側に寄せたという説明で納得いたしました。20メートルの幅から11メートルになったということの説明が十分なされたので。そうなんです、あそこは崖が高くて、崩れたり何かするとともに、柵はありますけれども、ネットですね、ネットなので弱いはずですので、そこまで配慮していただいていたということがこの11メートルになったという要因の一つだったということがわかりましたので、了解いたしました。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず、入札が5月8日ということで工期が2月28日まで。そこで伺いたいのは、ことしの夏の学校の授業への影響があるのかどうか。そこを伺いたいと思います。

もう一点は、ことしの夏は海水浴場もできるもので、現在泳げる生徒とか泳げない生徒といったものがあるのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

あともう一点、プールということで、関連になるかもしれませんがさんさん館の町民プールもあるのですが、そちらの現状及び今後の利活用について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 同時に上げて。佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） いいんですか、私で。まず1点目ですが、伊里前小学校のプール改修

工事に伴ってことしの夏の子供たちの水泳に何か影響があるのかというご質問ですが、全くございません。一応子供たちの夏のプールが終わってから工事に入るということになります。

2点目の泳げる子供、泳げない子供なんですが、以前にも何かこういうご質問をいただいたかと思うんですが、先ほど建設課長が話しましたけれども、学習指導要領の中で水に親しむということから始まって、それから5メートル泳いだ、10メートル泳いだという個人の目標に沿って泳げる距離が決まるわけですが、新しく入った1年生の子供についてはどの程度か現状はわかりませんが、水に親しんで、距離は別にしましても子供たちが自分なりに泳げるというか、そういう子供たちがほとんどだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事について補足をさせていただきます。

大変申しわけございません、7ページをお開き願いたいと思います。小学校の平面図でございます。

工事につきましては、まずもって2学期からの授業がございますので、授業に支障のないように夏休み中にそれぞれ仮囲いをさせていただきたいと思っております。大変この図面では見にくいんですが、左側に校舎のほうから一点鎖線で線が一部AとかBとかCとかと書かれている部分がありますけれども、その部分は仮囲いをして2学期の授業に支障のないような対応をさせていただきたいと思っております。それは夏休み中にこの仮囲いだけはさせていただきたいと考えてございます。工事につきましては、プール納めが9月の中旬にあると聞いてございますので、その終了を待って現場のほうに着手していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） さんさん館にある町民プールでございますが、私も実はまだこれまでの利用状況を把握できておりませんが、ことしも例年と同じような利用をしていただくような予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ではまず授業の影響ということで、ないということでわかりました。そこで、先ほど課長から説明のあった仮囲いをした場合でも夏休み等の利用はできるのかどうか、そのところを1点だけ確認させていただきたいと思います。

あと、私再三お聞きしているんですが、泳げる生徒、泳げない生徒ということなんですが、実は古い話なんですが、私たちが高校のときは高校になってもプールで泳げない人たちが随

分いたものですから、それで昨今のニュース、その他報道では運動が苦手という、スポーツですか、そういう子供も随分いるということなのでそこを懸念したものですけれども、教育長の説明のように段階を踏んで水に親しむということで大体わかりました。ことしから海水浴場も使えるみたいなので、なるべく事故のないような形になればと思います。

あとはさんさん館のプールについてはまだ確認していないということなのですが、現状そのまま使えるのかどうかだけ、もう一度だけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮囲い時でもプールが使えるのかということでございますが、具体の打ち合わせがまだ進んでいないものですから、できればプールの利用を優先させていただいて、どうしても子供たちがプールを使うときは当然のことながら誘導員を設置して、まずもって子供たちの安全を確保してから、それから工事に入るといいますか、していきたいなと思っております。基本はプールの休みの日にそういう作業をするのが一番適切かと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 入谷の町民プールにつきましても、ことしも利用できるような事務を進めております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 2 時 5 3 分 延会